



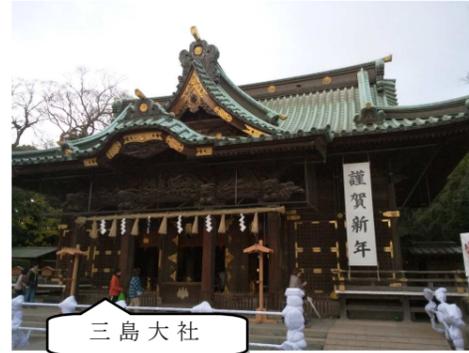
西田成希税理士事務所

# 事務所だより 1月号

あけましておめでとうございます。

年末年始は、いかがお過ごしでしたでしょうか？

私は、12月30日・31日と恒例の大学のソフトテニス部同期会に参加してきました。本来なら今年も関西で開催のはずだったのですが、幹事の都合で昨年と同じ横浜での開催です。せっかく横浜に行くのですから途中下車して観光です。昨年は熱海、今年は…？「修善寺」に行ってきました！朝6時33分新大阪発の“のぞみ”に乗って出発です（気合い入りまくりです(^;))。名古屋で“こだま”に乗り換えて三島へ。そこから伊豆箱根鉄道で修善寺まで。修善寺駅からバスに揺られて10分ほどで修善寺温泉です。修善寺温泉のスポット、一緒に行った同期が全部調べてくれました（頼れる同期です）。



三島大社



レインボーブリッジ



帰りの車窓から。リベンジ成功。富士山、よく見えました。このあとはまた爆睡です。この2日間、天気がよくて、助かりました。



時間が余ったので三島で『三嶋大社』にお参りして、横浜へ。横浜（桜木町駅）着が17時30分。18時から横浜の『赤レンガ倉庫』で飲み会でしたので、ギリギリまで遊びました(^;)。同期10人のうち、今回集まったのは5人です。ちょっと淋



しかったです、久しぶりに会って近況報告して、昔話をして、とても楽しかったです(^;)。でも、話題は「健康診断で引っかかった」とか「老眼が出始めた」とか…。卒業してから23年、そんな歳になってしまいました(;\_;)。

31日もタダでは済まさない関西組の2人。横浜の『港の見える丘公園』、『外人墓地』、『横浜中華街』を観光して大阪へ。気力を充電してきました（体力は…？歩き疲れました(?)?)。

慌ただしい年末を過ごしていましたので、お風呂の中で「明けましておめでとう」となりました(>\_<)。こんな調子で今年はどうなるのやら…(^;)

では、事務所だより1月号をお届けします。本年もご指導・ご鞭撻のほど、よろしくお願いします。

☆ お願い

確定申告の時期が近づいてきました。

売上・仕入・必要経費等まとめていただくとともに、「保険料控除証明書」「地震保険料控除証明書」「小規模企業共済掛金控除証明書」「給与所得の源泉徴収票」「年金の源泉徴収票」「医療費の領収書」

等ご準備ください（とにかく全部置いておいてください）。



修善寺駅

伊豆ですので、山葵と山菜。蕎麦もおいしかったです(^)。山葵はお土産に持って帰れます。

ほんとに小径です。



6:33 新大阪発 新幹線 | 10:30 修善寺温泉着 | 修善寺 | 食事 | 竹林の小径 | 三嶋神社 | 17:30 横浜着

6時33分...。新幹線の中で爆睡です。富士山見逃しました。

弘法大師が1200年前に開削した温泉だそうです。足湯に入ってきました。



これが「独鈷」

横浜に着いたら真っ暗でした。

独鈷の湯。足湯です。



## ☆ お知らせ (平成 29 年 1 月の税務)

期 限	項 目
1 月 10 日	前年 12 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
1 月 31 日	11 月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞
	2 月、5 月、8 月、11 月決算法人の 3 月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞
	法人・個人事業者の 1 月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞
	5 月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)
	消費税の年税額が 400 万円超の 2 月、5 月、8 月決算法人の 3 月ごとの中間申告 ＜消費税・地方消費税＞
	消費税の年税額が 4,800 万円超の 10 月、11 月決算法人を除く法人・個人事業者の 1 月ごとの中間申告(8 月決算法人は 2 ヶ月分) ＜消費税・地方消費税＞
	支払調書の提出
	源泉徴収票の交付
	固定資産税の償却資産に関する申告
	給与所得者の扶養控除等申告書の提出
	個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第 4 期分)
	給与支払報告書の提出

## ☆ 遺言書が身近に？自筆証書遺言の方式緩和??

## ◆ 花押を押した遺言、裁判で無効確定

印鑑の代わりに「花押」が記された遺言書の有効性が争われた裁判で、今年 6 月、最高裁判所が「重要な書類に花押を使うという意識が社会の中にあるとは認めがたい」として、遺言書を無効とする初めての判断を示しました。

遺言書の方法には大きく分けて「自筆証書遺言」、「公正証書遺言」、「秘密証書遺言」の 3 つの方式があり、テレビドラマなどでよく目にする遺言者本人が全文自筆で作成しているものが「自筆証書遺言」です。一般的な「自筆証書遺言」の特徴として、自分だけで作成でき、費用がかからず手軽な点が挙げられますが、内容、日付、氏名全てを自筆する他、印鑑を押印することなど、遺言書として認められるための様式が細かく定められています。そのため、冒頭の例のように、せっかく遺言書を作っても裁判で無効とされてしまう例も少なくありませんでした。

## ◆ 自筆証書遺言の方式が緩和されるか

こうした問題もあり、現在取りまとめられている「民法(相続関係)等の改正に関する中間試案」では、自筆証書遺言の方式について次のように緩和する措置が検討されています。

## ◆ 一部ワープロ打ちが可能に

現行の制度では遺言の全文を自筆で記載しなくてはならず、形式の要件も厳しいため、これらの点をネックに感じて公証役場が作成してくれる「公正証書遺言」を選択する例も少なくありませんでした。今回の中間試案では、財産の特定に関する部分(不動産や預貯金口座の表示など)は、ワープロ打ちでも可能とされています。また現在、遺言書の加除訂正による変更箇所には「署名及び押印」が必要とされていますが、署名のみで足りるものとし、作成時の負担が軽減されると見込まれています。

## ◆ 自筆証書遺言の保管制度の創設

現在、自筆証書遺言は作成後、自分で大事に保管するか、信頼できる人に預けて保管してもらうしか方法がありません。そして実際に相続が発生すると、これを家庭裁判所に提出し、遺言書の形式などに関する事実を調査、遺言書の現状を確保するための検認手続きを受ける必要があります。中間試案では、新たに公的機関による保管制度を創設し、遺言者が保管の申出をすることができるようになる他、この公的機関で保管された遺言書については検認を要しないとされ、手続きの煩雑さが解消されることになりそうです。

## ☆ パナマ文書に私の名前？

多くの人が「タックスヘイブンとは無縁」と思っているかもしれませんが、それは大きな間違いのようです。機密文書が大量に流出した「パナマ文書」のなかで、いつの間にかペーパーカンパニーの代表に就いているという被害が発生していることが、一部報道で分かりました。

人気漫画『キャンディ・キャンディ』で知られる漫画家“いがらしゆみこ”さんの名前が、カリブ海の租税回避地の会社役員としてパナマ文書に記されていたそうです。いがらしさんの名前があったのは、英領バージン諸島の会社の登記関連資料。平成 10 年から 14 年まで役員を務めたことになっていました。住所がいがらしさんと一致し、後任の役員に娘の名があったとのこと。資料には、いがらしさんと娘の署名が同じ筆跡による漢字で記されていましたが、いがらしさん母娘のものとは別の筆跡だといえます。

またパナマ文書には、音楽家の小室哲哉さんの名前もあったと報じられています。小室さんは平成 13~14 年に英領バージン諸島の法人役員として登記されていました。

本人の知らない間に名前が使われていたのは、有名人だけではありません。NHK の報道によると、日本の一般男女 3 人もカリブ海の英領アンギラのペーパーカンパニーの代表にされていました。この 3 人は、知らない間に個人情報香港の仲介業者に流され、パナマ文書を流出させた法律事務所「モサック・フォンセカ」の手に渡り、勝手に実体不明の会社の代表になっていたとのこと。誰もが知らない間に海外でペーパー会社の代表になっているおそれはありそうです。

西田成希税理士事務所  
〒659-0053  
兵庫県芦屋市松浜町 6 番 14-2 号  
電話 090-7490-7396  
FAX 0797-78-6488